

ペットフードの安全確保に関する検討の経緯

1 背景

昨年3月、メラミンを原料に含むペットフードに起因する犬や猫の死亡事件が米国で発生し、6月には我が国でもメラミンを含むペットフードが輸入販売されていたことが判明した。こうした事態を踏まえ、同年8月20日に農林水産省及び環境省が共同で、ペットフードの安全確保について幅広く検討することを目的として、有識者からなる「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置した。

2 研究会の開催状況

- (1) 合計5回の研究会を開催し、ペットフードの製造、輸入、流通の実態及び安全確保の取組の現状等について、関係者からのヒアリングを交えながら意見交換を実施
- (2) 第5回研究会（昨年11月30日に開催）では、ペットフードの安全確保のため、法規制を導入すべきとの意見を柱とする中間とりまとめを行った。

3 パブリックコメントの実施

昨年12月3日から本年1月4日まで、中間とりまとめに関するパブリックコメントを実施し、27の個人又は団体からの意見の提出があった。

4 法規制の検討

研究会の中間とりまとめを踏まえ、農林水産省及び環境省においてペットフードの安全確保に関する法制化について検討中。